



災害時における避難受入に関する 協定書

町 別 幕
寺 盛 永



災害時における避難受入に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と永盛寺（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う要請に対し、乙が協力を行うことにより、円滑な災害応急対応に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙が業務に支障をきたさない範囲で協力を行うものとする。

- (1) 災害時における避難者の受入
- (2) 本堂及び広間の使用
- (3) 共有トイレの使用
- (4) 台所の使用
- (5) 駐車場の使用
- (6) その他避難者の救援活動のため実施可能な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害協力要請書を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力を行った場合における経費は、甲が負担する。

2 前項に定める費用の算定については、災害発生時での実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（賠償）

第5条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、施設の設備等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（機密の保持）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく協力の内容について知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。受入終了後についても同様とする。

（連絡責任者）

第7条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（様式第2号）をもって報告する。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し、何ら意

思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月7日

甲 中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長 飯田 晴義



乙 中川郡幕別町札内豊町8番地6

真宗大谷派永盛寺

住職 前田 瑞人



様式第1号（第3条関係）

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

様

幕別町長



災害時における避難受入に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号	部 氏 名 課 職 名 電 話 番 号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 内 容	
備 考	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

連 絡 責 任 者 報 告 書

1. 平日の連絡先

担 当 者	
所 在 地	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	